

修繕請負契約書（案）

- 1 件 名 低濃度PCB含有変圧器の更新・適正処分及び経年劣化変圧器の更新
- 2 場 所 沖縄県立総合教育センター（沖縄県沖縄市与儀3丁目11番1号）
- 3 工 期 契約締結日の翌日から令和8年3月18日まで
- 4 契約金額 ￥－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(￥－)
(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 契約保証金 沖縄県財務規則第101条に基づき契約金額の100分の10以上又は免除
- 6 特約事項 なし

上記の修繕について、発注者(以下「甲」という。)と請負者(以下「乙」という。)は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄県沖縄市与儀3丁目11番1号
氏 名 沖縄県立総合教育センター
所長 金城 正樹

乙 住 所
氏 名

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書及び仕様書に対する質問回答書に従い、この契約(この契約書を内容とする修繕の契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書記載の修繕(以下「修繕」という。)を頭書記載の修繕期間(以下「修繕期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「物件」という。)を発注者に引渡すものとし、発注者は、頭書記載の契約金額(以下「契約金額」という。)を支払うものとする。

3 受注者は、この契約書に特別の定めがある場合又は発注者と受注者の協議がある場合を除き、物件を修繕するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

4 受注者は、この契約を履行する上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(工程表)

第2条 受注者は、この契約の締結後に工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

(監督職員)

第3条 発注者は、この契約の履行に関し監督職員を置いたときは、受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1) 発注者の意図する修繕を完了させるための受注者及び次条に規定する現場代理人等に対する修繕に関する指示

(2) 仕様書に基づく修繕の施工方法に関する受注者及び現場代理人等の申出又は質問に対する承諾又は回答

(現場代理人等)

第4条 受注者は、この契約を履行するに当たり現場代理人及び修繕の技術上の管理を行う担当技術者を定め、発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 前項の現場代理人は、この契約の履行に関し、頭書記載の場所での運営及び取締りを行うほか、契約金額又は修繕期間の変更、契約金額の請求及び受領並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を書面により発注者に通知しなければならない。

4 第1項で定める現場代理人及び担当技術者は、これを兼ねることができる。

(指示等及び協議の書面主義)

第5条 この契約書に定める指示、請求、通知、申出、承諾及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及

び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。

4 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、物件を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第7条 受注者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、発注者が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

3 受注者は、この契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

4 受注者は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による発注者の承認を受けなければならない。ただし、発注者が仕様書で示した軽易な業務を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

5 受注者は、前項により第三者に委任し、又は請負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が発注者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

6 受注者が第1項から第4項に違反したときは、発注者は、この契約を解除することができる。これにより受注者又は受注者が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害について、発注者は賠償責任を負わないものとする。

(仕様書又は物件の修繕に関する指示の変更)

第8条 発注者は、必要があると認められるときは、仕様書又は物件の修繕に関する指示の変更内容を受注者に通知して、仕様書又は物件の修繕に関する指示を変更することができる。

2 発注者は、前項の規定により仕様書又は物件の修繕に関する指示を変更した場合において、必要があると認められるときは、修繕期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(修繕の一時中止)

第9条 発注者は、必要があると認められるときは、物件の修繕の中止内容を受注者に通知し、物件の修繕の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により物件の修繕を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、修繕期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が物件の修繕の続行に備え、修繕の一時中止に伴う追加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による修繕期間の延長)

第 10 条 受注者は、その責に帰すことができない事由により、修繕期間内に物件の修繕を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に修繕期間の延長を請求することができる。

(修繕期間等の変更方法)

第 11 条 この契約書の規定による修繕期間又は契約金額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が定め、受注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が追加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

(一般的損害)

第 12 条 この契約の履行に当たり生じた損害（次条第 1 項、第 2 項又は第 14 条第 1 項に規定する損害を除く。）は、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 13 条 この契約の履行に当たり第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示が不相当であること等発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前 2 項の場合その他物件の修繕に当たり第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 14 条 受注者は、天災その他不可抗力により重大な損害を受け、物件の修繕が不可能となったときは、直ちに発注者に通知するものとする。

- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、直ちに確認を行い、受注者が明らかに損害を受け、これにより物件の修繕が不可能となったことが認められる場合は、発注者と受注者が協議し定める。

(修繕の完了及び検査)

第 15 条 受注者は、物件の修繕を完了したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、仕様書に定めるところにより、検査を行わなければならない。

3 前項の場合において、検査に要する費用及び検査のため消耗破損したものは、全て受注者の負担とする。

4 受注者は、前2項の検査に合格したときは、直ちに物件を引渡すものとする。

(検査不合格時の修補等)

第16条 受注者は、前条第2項に定める検査に合格しないときは、直ちに修補等の適切な措置を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を修繕の完了とみなし、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(契約金額の支払い)

第17条 受注者は、第15条第2項に定める検査に合格し、物件を引渡したときは、契約金額の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第18条 発注者は、物件の引渡しを受けた後において、当該物件に契約の内容に適合しない部分（以下「不適合部分」という。）があるときは、不適合を知った時から1年以内に受注者に対してその旨を通知し、不適合部分の修補、修補に代え損害の賠償、又は修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定は、その不適合が仕様書の記載内容、発注者の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第19条 受注者の責に帰すべき事由により、修繕期間内に修繕を完了することができないときは、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅滞日数に応じ、契約金額につき年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責に帰すべき事由により、この契約書の規定による契約金額又は損害金の支払いが遅れた場合においては、受注者は遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責に帰すべき事由により、修繕期間内に物件の修繕が完了できないと明らかに認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(3) 第22条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(4) 次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 第7条第4項の規定による下請契約その他の契約の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト イからホまでのいずれかに該当する者を第7条第4項の規定による下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 発注者は、修繕が完了するまでの間は、前項の規定によるほか、必要があるときは契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害を及ぼした時は、発注者はその損害を賠償しなければならない。

（解除された場合の違約金）

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合。
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責に帰すべき事由により履行不能となった場合。
- 2 前項の場合（前条第1項第4号の規定により契約が解除された場合を除く。）において、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第101条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

（受注者の解除権）

第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第8条の規定に基づく契約内容の変更により、契約金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。
- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除の効果）

第23条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に物件の修繕を完了した部分（以下「既履行部分」という。）があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する代金（以下「既履行部

分代金」という。)を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分代金の額は、発注者と受注者が協議して定める。

(違約金等の徴収)

第24条 受注者がこの契約に基づく損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から契約金額の支払いの日まで年 2.5 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 2.5 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補則)

第25条 この契約書に定めのない事項、又はこの契約書について疑義が生じた場合は、必要に応じて、発注者と受注者が協議して定めるものとする。